

## 第 114 回調達価格等算定委員会

日時 令和 8 年 2 月 2 日（月） 13：00～14：31

場所 オンライン会議

### 1. 開会

#### ○事務局

全員おそろいですので、ただ今から第 114 回調達価格等算定委員会を開催します。皆さまにおかれましては、ご多忙中ご出席くださり誠にありがとうございます。

オンライン開催での事務的留意点を 2 点申し上げます。1 点目、本委員会中はビデオをオフの状態にてお願いします。また、ご発言の時以外はマイクをミュートの状態にてお願いいたします。2 点目、通信トラブルの際には、事前にお伝えをしております事務局メールアドレス、電話番号にご連絡ください。改善が見られない場合は、電話にて音声をつなぐ形で進めさせていただきます。

本日の委員会をもちまして、今年度の取りまとめを予定しております。議事の冒頭に、省エネルギー・新エネルギー部長の小林より、一言ごあいさつさせていただきます。

#### ○小林資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長

今ご紹介いただきました資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長の小林でございます。調達価格等算定委員会の委員の皆さまには、昨年 10 月から本日に至るまで、計 11 回にわたり大変密度の濃いご議論を賜りましたことを心より感謝申し上げます。

振り返りますと、昨年は 2 月に第 7 次エネルギー基本計画が閣議決定されまして、エネルギー安全保障の確保を軸に、経済成長と脱炭素の同時達成を目指すエネルギー政策の方向性を国として示したところであります。

またその中では、再生可能エネルギーの主力電源化に向けて、最大限導入を進めるということで各施策の方向性も示したところでもございました。また同時に、昨年はさまざまな課題と向き合った 1 年でもございまして、メガソーラーにつきましては、自然環境、安全、景観等、さまざまな角度から、一部地域において懸念が顕在化したということでもございまして、そうした事実関係を踏まえたメガソーラー対策パッケージの取りまとめを 12 月に行いました。

また洋上風力発電につきましては、いわゆる第 1 ラウンドの 3 海域における事業者の撤退発表が夏にございました。それも踏まえて、公募制度の見直しを含む事業環境整備の整理を行ってきたところでもございます。

今年度の委員会では、まさにこうしたさまざまな事業環境変化の中で、再エネの導入拡大と国民負担の抑制の両立に向けて、難しい局面におけるかじ取りをしていただき、誠にありがとうございました。

幾つか具体的に申し上げれば、インフレにより建設費等に上昇が見られる中で、事業環境変化を踏まえたFIT/FIP価格の設定に係る考え方や、FIT開始当初からの着実なコスト低減の実現等を踏まえた地上設置型太陽光発電の支援区分の廃止等についてご議論いただきました。ご案内のとおり、地上設置型太陽光発電については、FIT/FIP制度始まって以来、初めて自立化が達成された電源となったわけでございます。

地域との共生が図られた形で導入がされる太陽光発電への支援の重点化に向けた具体的な支援の在り方、また導入拡大と国民負担のバランスを踏まえた洋上風力発電における価格設定や案件形成の進め方の整理など、今後に向けた論点もまだ幾つもございますけれども、引き続き検討を進めてまいりたいと思います。

また本日、この後皆さまにご議論いただく取りまとめに際しまして、委員の皆さまからいただく多角的、多極的なご指摘についても今後の再エネ政策全体に最大限反映していくよう努めていきたいと考えております。

最後になりますけれども、委員の皆さまのこれまでのご尽力に改めて御礼を申し上げて、冒頭のごあいさつとさせていただきます。本日も何とぞよろしくお願い申し上げます。

#### ○事務局

小林部長、ありがとうございます。それでは、秋元委員長に以後の議事進行をお願いいたします。

#### ○秋元委員長

委員長の秋元でございます。本日もご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。また、小林部長におかれましては、大変貴重なごあいさつをいただきましてありがとうございます。それでは本日の議事に入りたいと思います。

まず事務局より、配布資料の確認をお願いいたします。

#### ○事務局

事務局です。インターネット中継でご覧の皆さまは、経産省ホームページにアップロードしておりますファイルをご覧ください。配布資料一覧のとおり、議事次第、委員名簿、資料1「再生可能エネルギーの自立化について」、資料2「令和8年度以降の調達価格等に関する意見（案）」をご用意しております。

## 2. 再生可能エネルギーの自立化について

## 3. 取りまとめについて

○秋元委員長

ありがとうございました。それでは本日の議事に入ります。本日は、資料1「再生可能エネルギーの自立化について」、そして資料2が「令和8年度以降の調達価格等に関する意見（案）」についてということでございますが、併せて事務局からご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局

事務局です。資料1、資料2、それぞれご説明します。大部にわたりますので、40分程度でご説明できればと考えております。

まず資料1「再生可能エネルギーの自立化について」です。2ページ目をご覧ください。FIT/FIP制度、国民負担により価格支援を行うことで導入拡大を図り、スケールメリット、習熟効果等を通じてコストダウンを実現していくと。こういう制度であるということに鑑みて、将来的には制度がない状態でも新規電源投資が進展する状況までコストダウンを目指していくと。すなわち再エネの自立化を目指していく、実現していくということが制度の前提でございます。

こうした前提の下、自立化に係る論点に基づきまして、今年度も団体へのヒアリング、事業者の取り組みの確認、最新のコストデータに基づき技術進展を踏まえたコスト低減の状況、自立化に向けた進捗状況について検証を行っていただきました。

検証の結果、太陽光発電について、事業用太陽光の市場設置について、大規模のみならず全ての規模において着実なコスト低減が実現され、制度からの自立の時期が到来しつつあることなどが確認されたということ踏まえて、27年度以降、FIT/FIP制度における支援の対象外とすることについて議論が行われております。

その他の電源についても最新のデータに基づきまして検証を行っておりますが、自立化の時期が到来しつつあるというところは確認がされておりましたが、引き続きさまざまな電源の課題、特徴を踏まえながら、自立化に向けて取り組みを進めていくということが指摘されております。

一番下になりますけれども、来年度の本委員会についても、国民負担の抑制、導入拡大の両立を図る観点から、支援の在り方について、引き続き検証、検討を行うということとしてはどうかと考えております。

3ページ目です。来年度に向けた論点として、太陽光発電、特に屋根設置等をはじめとした地域共生が図られた形で導入される形態のコスト動向について、よく注視をしていく必要があると考えております。

風力発電については、陸上風力についてコスト低減は着実に進展してきている状況ではありますが、自立化に向けた検討の道筋の検討を加速化させていく必要がある。そして着床式洋上風力発電については、他の電源とのバランスを踏まえながら価格設定、案件形成の進め方についての方針を整理しつつ、支援の在り方について検討。浮体式洋上風力につい

ては、事業環境変化など踏まえながら中長期的な自立化に向けた道筋を確認した上で、支援の在り方について検討していくこととしてはどうか。

中小水力発電、地熱発電。足元のインフレ等の状況がございます。将来の自立化に向けた道筋を確認して、区分の在り方、支援の在り方を検討していくこととしてはどうか。特に地熱発電については、官民における適切なリスク分担に向けた具体的なスキームなどの検討状況を踏まえながら、支援の在り方を検討していくこととしてはどうか。

またバイオマス発電については、FIT/FIP制度による支援終了後の事業の安定継続にも課題が生じるなど、自立化への課題が大きいコスト構想ということが指摘されております。この電源についても、引き続き状況を踏まえながら支援の在り方を検討、特に燃料サプライチェーンの強化、構築の状況をよく確認することとしてはどうかと考えております。

次年度、来年度に向けて、まだ論点を積み残しているという状況になりますが、引き続き自立化に向けた検討を進めていくこととしてはどうかと考えております。

続きまして、資料の2「令和8年度以降の調達価格等に関する意見（案）」についてです。全体で100ページの資料になっておりますので、ポイントのみご説明させていただきたいと思っております。

目次をご覧になっていただきますと、はじめにから今年度の検討の視点、各電源ごとの分野別事項、入札制度に係る点、地域活用要件、そしてその他の電源共通事項、結論という構成になっております。

4ページ目以降、はじめにに關するところですが、最初の段落の中ほどになりますが、第7次エネルギー基本計画において主力電源化を徹底、地域との共生、国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すと。そして2040年度エネルギーミックスにおいて、再エネ比率約4割～5割程度と示されておまして、今年度の委員会においても、こうした点を踏まえながらFIT/FIP制度に関する観点から検討を行っていただきました。

5ページ目です。今年度の検討の視点を記述しております。1ポツになりますけれども、電源横断の論点。冒頭に記載している事項、再生可能エネルギーの自立化という点につきまして、まさに先ほど資料1で記載のような各電源の特性、特徴に応じて、各自立化に向けた論点を改めて確認しております。

7ページ目になりますけれども、特に本年度は、昨今のインフレによる建設費の上昇等が見られる中で、(2)今後のFIT/FIP制度における価格算定の在り方について議論を行っていただきました。

まず再エネ特措法上の位置付けとしまして、再エネ電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等を基礎として算定するという点を確認しながら、FIT/FIP制度、将来的な自立化、コストダウンということを実現していくということが制度の前提であると。

こうした前提の下、一番下の段落になりますが、昨今のインフレに対する対応として、

各電源の特性を考慮しつつ自立化に向けた取り組みがなされているのか。②特に効率的に実施されている場合においてもこのコストデータの上昇が生じているものなのかということをしかりと確認した上で、総合的に判断しながら足元のコストデータの上昇について、適切に価格等への反映を行うということを議論いただいております。

8 ページ目です。こうしたコストデータの上昇分を議論していくということと、②の2026年度、2027年度における調達価格／基準価格の考え方についてもご議論いただいております。

9 ページ目になりますが、一番下の段落です。再エネ導入拡大を滞らせるということがないように、コストデータの上昇について価格への反映を行った上で、価格が、既に設定している26年度、27年度の価格等を上回る場合には、26年度、27年度の価格を改めて設定することが妥当と考えられるという点についてご議論をいただきました。

10 ページ目です。各電源ごと分野別の事項について議論をいただいた点を記載しております。最初、1ポツ、太陽光発電になります。10 ページ目以降、コストデータを整理しております。ご説明は割愛いたしまして、結論の部分は19 ページ目になります。

一番上の参考13のとおり、各諸元について整理をしております。1 ページ戻っていただきまして18 ページ目。先ほどコストデータの関係で①、②という基準を示しましたが、それぞれを確認した上で、この事業用の太陽光発電（地上設置）について、コストデータの上昇を価格に適切に反映を行うということの方針を議論いただいております。

矢羽根の部分をご覧いただけたらと思いますが、26年度、27年度の価格等を改めて設定することについての方針を確認しております。具体的には、事業用太陽光発電の地上設置10kW以上50kW未満については、最新のコストデータに基づいて算定を行った結果、昨年度設定した26年度の想定値および調達価格／基準価格は据え置くこととした一方で、事業用太陽光発電の地上設置50kW以上については、既に設定した26年度の価格を上回るということから改めて想定値を設定することとしたいと考えております。

19 ページ目です。2027年度以降の事業用太陽光発電（地上設置）の取り扱いになります。19 ページ、一番下の段落ですが、最新のコストデータの動向、入札状況を踏まえて、これまで制度開始以降、認定導入量ともに大幅に拡大してきたこと、FIT制度開始から現在にかけて、全ての規模において着実なコスト低減が実現されてきたこと、20 ページ目になりますが、PPAによる収益の確保等により、制度によらない案件の形成も見られるようになってきたこと、こうした導入拡大等が実現してきている一方で、いわゆる自然環境、安全、景観等の観点から、負の外部経済性が生じているのではないかと指摘もされている状況に至っていることなどを総合的に判断し、27年度以降、FIT/FIP制度における支援の対象外とすることとしております。

一方で、太陽光発電の導入を引き続き促進していくことは重要であるということから、地域共生が図られた形で導入が期待される太陽光発電の類型等については、整理を行った上で支援の重点化を行うと。その対象等、そして具体的な支援の在り方については、来年

度の本委員会において検討、決定することとしております。

(4) です。事業用太陽光発電の屋根設置についてコストデータの整理をしておりますが、ご説明は割愛して 26 ページ目、参考 23 に想定値について整理をしております。

26 ページ目、(6) 事業用太陽光発電の 27 年度の解体等積立基準額についてになります。今後、特段の事情変更が生じない限りは、これまでと同様の設定方法に基づき設定することとしております。

27 年度以降の太陽光発電の解体等積立額については、27 ページ目をご覧くださいと思いますが、一番上の行、27 年度以降の地域共生型を含めた太陽光発電の支援の在り方を踏まえて、来年度の本委員会について検討いただくこととしたいと考えております。表に 27 年度の廃棄等積立費用の諸元について整理をしております。

(7) です。27 年度以降の初期投資支援スキーム（住宅用太陽光）の取り扱いについてになります。28 ページ目をご覧ください。真ん中の段落になりますけれども、一方と書かれたところからですが、初期投資支援スキームは住宅用太陽光発電の導入促進を図るということを目的とした制度であるということでありますが、事業者や家庭等から、階段型から長方形型への支援期間の短縮の適用に関して懸念が示されたという点については、適切に考慮する必要があると。

こうしたところから、下から 3 つ目の段落になりますが、支援期間の短縮の適用に当たっては、F I T 制度を前提としないビジネスモデルの構築、自立化に向けた関係者の取り組みの継続を前提としつつ、猶予期間としてさらに 2 年程度の準備期間を設けることとし、29 年度に支援期間の短縮の適用を開始することを基本とすることとしたいと考えております。

その 1 つ下になりますけれども、自家消費の動向に与える影響については、26 年度よりモニタリング体制を構築することとしております。

29 ページ目です。住宅用太陽光発電のコスト動向等についてです。データは整理をしておりますが、33 ページ目、参考 30 に各諸元を整理しております。

(10) です。太陽光発電の 25 年度以降に F I P 制度のみ認められる対象についてですが、34 ページ目の一番上、27 年度についても、F I P 制度のみ認められる対象を 50 k w 以上とすることとしたというところがあります。

(11) です。新たな発電設備区分の創設に関する検討になります。ペロブスカイト太陽電池等の支援の在り方についてになりますが、昨年の委員会においては、適切な自家消費を促すと、需給近接型という特徴を生かした形で支援をしていくという中で、官民連携による取り組み、予算による導入支援の状況を確認していくこととしております。

一番下の段落になりますが、引き続き、昨年度の本委員会において整理がされた方向で、以降の委員会でも議論を継続していくということとしてはどうかと考えてございます。

35 ページ目です。風力発電についてになります。導入状況等、35 ページ目から整理をしておりますが、37 ページ目の中ほどから陸上風力発電のコスト動向を整理しております。

42 ページ目です。陸上風力発電（新設）の 26 年度の入札上限価格等について、各想定値などご議論いただきました。特に 43 ページ目、上から 2 つ目のポツになりますけれども、最新の資金調達動向とコストに変動が見られなかったということ踏まえて、資金調達コストの動向を注視することとしつつ、27 年度の I R R 想定値を 25 年度の想定値を据え置く形で 6 % と設定し直すこととしたとしております。

また最新のコストデータについて、価格への反映の在り方についてもご議論いただいております。矢羽根を 2 つご覧いただければと思いますが、陸上風力、F I T 制度開始以降におけるコストダウンの着実な進展をもって、自立化に向けた取り組みはなされております。

また 2 つ目の矢羽根になりますけれども、比較的大規模で効率的に実施されている規模体に着目しても、最近のコストデータに基づくと上昇が見られるということから、特に効率的に実施されている場合においてもコストの上昇ということが確認されるということになります。

44 ページ目です。従いまして、こうした想定値を踏まえまして 26 年度、27 年度の想定値については今年度の本委員会において改めて設定することとしたところであります。

(3) 陸上風力発電のリプレースの 26 年度の価格についてになります。44 ページ目の一番下、25 年度の想定値を維持するということとしております。

45 ページ目です。(4) 陸上風力発電の 27 年度における F I P 制度のみ認められる対象ですが、引き続き 50 k W 以上とし、動向を注視していくこととしております。

(5) 洋上風力発電の再エネ海域利用法適用外の取り扱いについてです。47 ページ目の①、まずは着床式の 27 年度の利用についてになります。①と書かれた 3 つ目のポツをご覧いただければと思いますが、27 年度についても引き続き入札制を採用。上限価格の事前公表、非公表については以降の委員会で検討と。②浮体式についてになります。48 ページ目の上から 2 つ目のポツになります。洋上風力発電を取り巻くインフレ等の事業環境変化を踏まえながら、浮体式洋上風力発電に与える影響、自立化に向けた道筋を確認した上で、28 年度以降の浮体式洋上風力の利用について、来年度以降の本委員会で検討を行うこととした。

(6) 洋上風力発電の 28 年度に F I P 制度のみ認められる対象ですが、27 年度の着床式洋上風力発電については、F I P 制度のみ認められる対象と既に昨年度の委員会において整理をしております。一方で、浮体式洋上風力発電については、F I P 制度のみ認められる対象を設けないこととしております。28 年度についても、こうしたものと同様とするということを中心としつつ、来年度に検討を行うこととしたということになります。

49 ページ目です。(7) 洋上風力発電（再エネ海域利用法適用）の利用について。まず価格調整スキームになります。3 つ目のポツになります。第 1 ラウンドの事業撤退が生じたことを受けて、さまざまな事業環境整備の検討整備を進めておりますが、まだこの価格調整スキームを適用した事例も存在していないということから、引き続き案件形成

状況等を注視しつつ、いわゆる物価変動率の下限値については、来年度以降の本委員会でも検討していくこととしております。

(8) です。風力発電の解体等積立基準等について。大量導入小委員会において、このFIT/FIP制度に基づく廃棄等積立制度について、風力発電についても対象とすることについての議論が行われました。具体的な諸元について、調達価格等算定委員会での検討ということが要請されてございます。

51 ページ目の、①陸上風力発電における今後の廃棄等費用の取り扱いになります。事務局において提示した事業者に対する調査結果によると、事業者によるばらつきはあるものの、廃棄等費用は中央値で1.95万円/kW。これまで調達価格の算定に当たり、計上された廃棄等費用から著しい乖離は見られなかったという状況にあります。

52 ページ目になります。この一番上の段落ですが、廃棄等費用の想定値については、入札対象範囲の内外に関わらず、資本費の5%ではなく1.95万円/kWとすることとし、データの蓄積状況などを踏まえながら今後も随時見直していくこととしたということであります。

(b) 洋上風力発電における廃棄等費用の取り扱いについて。再エネ海域利用法の適用外については従来の方法によって算定、そして浮体式洋上風力発電についても引き続き実態把握をすることとして、28年度以降についてはその支援の在り方とともに、以降の本委員会で検討することとしております。

また、(c) 今後の調達価格等に係る算定方法について。53 ページになりますが、今後は運転開始11~20年目に分割して積み立てる想定で算定を行うこととしたということであります。

②風力発電における解体等積立基準額の考え方。特にa)、残存期間が10年未満となっている案件の取り扱いについては、残りの期間に必要な廃棄等費用の全額が確保される制度ということで整理をしております。その他RPS制度などの点についても必要な整理を行ってございます。また、具体的な解体等積立基準額については54 ページ目、そして55 ページ目の各種の表の中で整理をしております。

55 ページ目の(9) 洋上風力発電に関する今後の進め方について。事業者からのヒアリングを踏まえて委員会において議論が行われ、55 ページ目の下の矢羽根のようなご指摘を頂いております。以降の委員会において、洋上風力発電全体における価格設定、案件形成の進め方に係る方針について、事務局において一定の整理を行うこととしたいと考えております。

56 ページ目、地熱発電について。データ等については各種整理をしておりますが、方針については60 ページ目になります。(2) 27年度以降の取り扱いについてということになりますが、JOGMECのフロンティアプロジェクト等、官民のリスク分担の在り方の見直しによる状況を確認するということ。そして一番下になりますけれども、地熱発電について建設等の実態把握のコストデータの確認、そして場合によってはモデル分析等の代替

的方法の活用も含めて検討を行うこととした上で、コストについての価格への反映等について次年度以降で検討をしていきたいと考えております。

この点、61 ページ目に記載をしております。こうした自立化に向けた取り組みに一定の進捗が見られるということを前提に、27 年度以降についても引き続き支援を行うことを基本としつつ、支援の在り方を来年度の本委員会において検討ということであります。

また、③です。長期安定稼働が可能な電源という特徴を踏まえた際の支援の在り方についての検討。さらなる実態把握を踏まえながら検討を進めていきたいという点について記載をしております。

63 ページ目です。中小水力発電についてになります。同様にコストデータを整理しておりますが説明は割愛させていただきまして、70 ページ目に飛んでいただけたらと考えております。

中小水力発電に係る 27 年度以降の取り扱いについて。具体的には 71 ページ目の上段に、一番上に記載をしております。27 年度以降の取り扱いについては、原則として業界団体から説明がなされる自立化の取り組み内容も踏まえた上で、来年度の本委員会において検討することとしたということであります。

③地熱発電と同様に、長期安定稼働が可能な電源という特徴を踏まえた時に、その支援の在り方については引き続きの検討事項としております。

72 ページ目です。バイオマス発電についてになります。同様にコストデータを整理しております。

82 ページ目まで飛んでいただきまして、27 年度以降の取り扱いについてになります。2 つ目の段落になりますが、来年度に予定されている業界ヒアリングにおいては、自立化に向けた全体の取り組みに加え、特にコスト低減を進めていくに当たって重要な燃料供給サプライチェーンの強化、構築の状況について確認をした上で、コストデータに上昇が見られるということが確認された場合はその上昇分を適切に反映。なお燃料費については、国際的な市場動向等によって価格変動が生じやすいという特徴を踏まえて、中長期的な価格推移の動向、変動幅を踏まえながら価格へ適切に反映していくこととしております。

82 ページの下から 2 つ目の段落になりますが、原則としてこうした業界団体から説明がなされるという取り組みを踏まえた上で、来年度の本委員会において取り扱いを検討ということになりますが、一番下の段落、FIT/FIP 制度における支援の前提である自立化に向けた課題が大きいという点には留意をした上で、その取り扱いを検討していく必要があるということを記載しております。

83 ページ目です。一番上の段落。来年度までに自立化に向けた取り組みに一定の進捗が見られるということを前提に、27 年度は引き続き支援を行うということを基本としつつも、支援の在り方、取り扱いを来年度の本委員会において検討するということであります。

84 ページ目です。入札制度についてになります。1 ポツ、太陽光発電についてです。まず、事業者の参入を促していくという観点から、26 年度も上限価格を事前公表すると。

(2) 26 年度の入札対象範囲は、これまでと同様に原則 250 kW以上。そして一番下の段落になりますけれども、屋根設置区分に該当する案件についてのみ、入札制の適用を免除することとした。

85 ページ目です。入札の実施回数は今年度と同様に年間 4 回。上から 3 つ目のポツになりますが、(4) 26 年度の入札募集容量については、直近 1 年間の落札容量の平均値 91MW を 26 年度初回の募集容量とし、これまでと同様の考え方で募集容量を機動的に見直す方針としているところであります。

86 ページ目、(5) 入札の上限価格についてです。2 つ目のポツになりますが、27 年度以降の事業用太陽光発電（地上設置）については支援の対象外として議論を行ったということ踏まえて、来年度の入札上限価格については、26 年度の事業用太陽光発電の価格の諸元を前提に、4 回実施する入札全てについて同一の入札上限価格を設定することとしたところであります。

87 ページ目、陸上風力発電についてです。26 年度の入札対象範囲について、50 kW以上とするということ。28 年度以降の入札制の活用に関しになります。2 つ目のポツ、28 年度以降については、政府が一律の調達価格／基準価格を設定する方法とする方向で、来年度以降の委員会において検討ということとしております。また上限価格については、引き続き事前公表。(4) 26 年度の入札募集容量・入札実施回数については、88 ページ目、上から 3 つ目のポツになりますが、26 年度の初回入札の募集容量を 0.7GW とした上で、初回入札で入札容量が 1.1GW を超えた場合には、同年度内に追加の入札を実施することとしたということでもあります。

89 ページ目、着床式洋上風力。再エネ海域利用法適用外についてになります。(1) 25 年度、26 年度の入札制の取り扱いについて、89 ページ目の一番下の段落になります。洋上風力発電における価格設定、案件形成の進め方に係る全体の方針との整合性が確保されるということが不可欠であるという中で、こうした方針を踏まえて以降の委員会において検討することとしたということでもあります。

90 ページ目です。その上で一番上の段落、昨年秋に実施を延期した第 4 回入札については、事業者にとって一定の予見可能性に配慮するという観点から、①入札実施時期については来年度に実施。実施回数については 25、26 年度の 2 年間で 1 回、秋ごろの実施とすることとした。その上で、再度事業計画の受け付けを実施することとしたということでもあります。

また入札価格の事前公表、事前非公表については、入札価格を事前非公表として上限価格を意識した競争を促すこととした。また③入札の募集容量については、これまでに設備容量 187MW を認定した案件が存在したということ踏まえながら、190MW を募集容量としたということでもあります。

91 ページ目です。26 年度の入札実施スケジュールについては、下欄の表のとおり整理しております。

92 ページ目、その他の制度の見直しに関する事項になります。(1) 26 年度に実施され

る入札（太陽光発電）における第2次保証金の繰り越しの取り扱いについて。一番下のポツになりますけれども、一定の場合に第2次保証金は一律に没収し、返還しないこととしたということでもあります。

93 ページ目です。26年度に実施される入札（太陽光発電）における保証金免除事由の取り扱いについて。特に電源接続案件一括検討プロセス、計画策定プロセスに伴う対応との関係についてになります。93 ページ目の一番下、26年度における入札において、記載のとおり理由で保証金が没収されたとしても、その後に返還は行わないこととすることが妥当であるとしております。

94 ページ目、地域活用要件についてです。2つ目のポツになりますが、27年度の太陽光発電における地域活用案件については、地域活用共生型への支援の重点化対象などを踏まえまして、来年度以降の本委員会で検討することとしております。

96 ページ目です。その他電源共通事項として、26年度以降のバランシングコストについてになります。出力制御の順番をFIT電源、FIP電源の順とするという出力制御順の変更によって、結果的に生じる国民負担の減少の範囲内で、一定の電源がFIP電源に移行するまでの間、バランシングコストのさらなる増額措置により、FIP電源に係る事業環境整備への支援を強化する方針で行っております。下から2つ目のポツになりますが、この国民負担の抑制の効果の範囲内において設定するという考え方の下、26年度のバランシングコストの増額分は1.00円/kWhとしたと。27年度以降のバランシングコストの増額分の単価は、また来年度の本委員会で算定することとしたということでもあります。

97 ページ目です。変更認定申請案件の取り扱いについて。一番下のポツになりますけれども、入札対象外案件について変更認定申請をした場合に適用される価格が変わる場合において、引き続き最新の価格を変更認定申請後の価格として適用することとしつつ、変更認定申請前の価格よりも最新の価格のほうが高い場合については、価格は据え置くこととしたということでもあります。

98 ページ目です。FIP移行の取り扱いについてになります。一番下の4つ目のポツになりますが、既にFIT認定を受けたバイオマス発電、特に大型のもの、事業用太陽光発電の地上設置については、FIT/FIP制度の支援の対象外となるそれぞれ26年度、27年度以降においてもFIP移行については認めることとしたということでもあります。

4ポツ、再生可能エネルギーの自立化というところについても1つポツを立てております。先ほどご説明した資料1の内容の記載についてを改めて整理しております。

最後、102 ページ目です。結論として、以上を踏まえて26年度以降のFIT/FIP制度に係る各種の取り扱いについて、本委員会の意見を別紙のとおり取りまとめたということで別紙を整理しております。事務局からの説明は以上です。

○秋元委員長

大部にわたる資料について、ご説明をいただきましてありがとうございました。それではこれから議論をいただきたいと思いますが、資料1と資料2ということで2つございましたが、特にどちらからということではなくて、両方を合わせてご意見頂ければと思います。

いつもどおりでございますが、ご意見、ご質問等ございましたらおっしゃっていただきたいと思ひますし、トラブル等があれば、何かあれば事務局にご連絡いただければと思ひます。

いつもどおりでございますが、安藤委員、岩船委員、大石委員、松村委員の順番でご発言いただきたいと思ひます。いつもすみませんけれども、安藤委員からお願いできますか。

#### ○安藤委員

安藤です。よろしくお願ひします。まずは大部にわたる資料のご説明、ありがとうございました。資料2については特段異論等ございません。これまでの議論を踏まえたもので、今後議論しないといけないことについても的確にまとめられていると思ひています。資料1の自立化についてのみ、幾つか今後考えたいことについてコメントしたいと思ひます。

まず自立化とは何をもって自立したと言えるのかといった時に、市場で電力を売った収入だけで費用をまかない適切な利益を上げることだけがゴールではないといったことはこれまでも議論にありまして、確認しておく必要がある事項だと思ひています。再エネ賦課金、FIT/FIPに頼らなくても、非化石価値であったり多元的な価値を適切に評価してもらうことで支援を受けること自体は否定されるものではないと考えています。

例えばバイオマスなどについては、木質バイオマスについて山を守る価値があるなどということもこれまで議論されてまいりましたが、そういうところについてはそこに対する、価値に対する支援なども合わせ技で自立できれば、それはそれで1つの自立の姿かなとも思ひております。というわけで、この点については農林水産省などもしっかり協議した上で話を進めていく必要があるかと思ひています。

懸念事項としては、幾つか先ほどの資料2でもご説明いただいたことにも関連しますが、例えば洋上風力について、諸外国の過去の経験を踏まえて同じ形でコストが下がっていくことを前提としたようなストーリーを立て、これまでも提示されてきていますが、これはある程度技術面が成熟したところから始まる日本の取り組みについても同様に成立する話なのか。同様の費用低下は難しいのではないかといった見方も可能なわけで、これから丁寧に変化を見ていく必要があるかと思ひています。

また中小水力について、規模が小さいもののコストが高いといった点はやはり気になっておまして。長期的な視点から、また持続可能性の観点から、さらなる検討をしていく必要があるかと思ひています。

あとは地熱について、初期段階でのコストをJOGMECが負担するというのであったとすると、どこまで民間がリスクを取るのか。全くそれが無いのであったら民間に引き継

ぐ必要性も感じないとも思いますので、民間が自主的な取り組みとして創意工夫をする、競い合うことにどのような価値があるのか、このあたりも今後とも議論をしていきたいと思っています。私からは以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。それでは岩船委員、よろしくお願いいたします。

○岩船委員

岩船です。ご説明ありがとうございました。私も、今回の取りまとめに関しまして特段強い意見はございません。これまでの議論を丁寧に整理していただいた結果だと思えます。

なので全般的なコメントになるのですが、やはり今後、自立化に向けたコスト低減というのが何度もこれまでも言われていましたし、ここがキーになると思うのですが、自立化に向けたコスト低減に取り組むことを前提として、コストデータの上昇を価格へ反映していくということに異論はございません。

ただ、やはり自立化に向けたコストの低減というのがある意味どの程度具体的なのか。杓子定規に考えれば、自立化に向けた取り組みに関して具体的にスケジュールと内容をある程度定量的に示していただいて、その進捗をチェックした上で、それができなければ本来支援対象から外していくというのがやり方でやろうとは思いますが、なかなかそこをあまり杓子定規にすることも恐らく難しいだろうと。一定のデータに基づいて、ポテンシャルの大きさだとか過去のトレンド、他電源とのバランスで最終的に判断していくしかないのかなと、これまでの議論を伺っているとそう思います。

ただ、あまり自立化に向けた取り組みに関する各事業団体さんのプレゼンがルーティンにならないように、やはりなるべく具体的な提案をしていただけるようお願いしたいと私は思います。その上で、難しいとは思いますが、メリット、デメリットで具体的に自立化に向けた取り組みとはこういうことだということをしつかりお示しいただきたいなと思いました。以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。それでは大石委員、お願いできますか。

○大石委員

大石です。取りまとめありがとうございました。本当に大部にわたるものを、丁寧にこれまでの議論を入れておまとめいただいたとっております。今回のこの結論については特段反対するものではありません。ただ、書いていただいておりますけれども、来年度に向けた論点ということで幾つか挙げていただいた中で、気になっていることについて少しお話しさせていただきます。

まず太陽光発電についてです。最初に小林部長のごあいさつの中でもありましたように、第7次のエネルギー基本計画に基づく今後の再エネの導入ということを考えた時に、今のこの状態はまだ不十分であり、かといって直近で導入を日本国内で進めるとなった時は、やはり太陽光発電というのは大変大きな可能性を含んでいると考えています。

地域共生が図られた形で導入されるものについて、今後注視していくということを書きいただきましたけれども、やはり海外などを見てみますと、屋根置きだけではなくて、ベランダですとかバルコニーに設置をして消費者が電気代をできるだけ下げられるような、そういうものの普及もあると聞いています。

本来、ペロブスカイトというものについてそういう面で大変期待をしていたのですが、ここ数年見ておりましたが、まだまだ価格的にも耐久性の面でも課題があるということで、今後開発を加速していくことを期待します。加えて実質的に太陽光発電を増やしていくために、今現在は、日本国内ではベランダですとかバルコニーでの設置については法的に難しい面があると聞いておりますが、そちらについてももしっかり検討していく必要があるのではないかなと思っております。

それからこれまでも申し上げてきましたけれども、地上設置の太陽光発電については、今回価格も下がったということで10kW以上は外れることになりましたけれども、日本で足りないのは、やはりエネルギー、それから食料も自給率が低いということがあるわけで、その両方に資する意味での営農型の太陽光発電、ソーラーシェアリングというものへの期待というのは大変大きいと考えますので、地域共生が図られた形で導入するということを前提に、ぜひ今後の方向性としては考慮していただければなと思った次第です。

それからバイオマスについても次年度以降の課題を記載いただきました。やはりほかの再エネに比べて、どうしても燃料というものを国内外から調達しなければいけない電源であるということについては、先ほど安藤委員もおっしゃいましたけれども、国内の森林保護という意味で進めることについては私も大変賛成ですけれども、海外から調達する、しかも海外の地域住民や社会にいろいろな影響を与えるということを考えますと、調達の面でやはりしっかり見ていく必要があると思っています。

再エネ全体、まだまだこれから必要なわけで、確かに国民の負担を下げる、その上で再エネを広げていくということがこの委員会の使命ではありますけれども、今直ちに国民が払う電気代を下げるということではなくて、将来世代がもしかしたら担わなければいけない、そういう負担を長い目で見ていくことも必要かなと思っております。以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。続きまして松村委員、お願いできますか。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○秋元委員長

はい、聞こえています。

○松村委員

はい、発言します。今までの議論を適切にまとめていただいたものと思います。全て賛成いたします。また、来年度以降にも宿題を残したということだと思いますが、今決めるべきでないものを宿題として残すことは間違っていないと思います。来年度以降も細部を議論していくことだと思います。

自立化に関しては示し方が難しいことは分かりますが、昨日、今日言い出されたことではなくて、ある意味で制度の出発点の最初から、少なくともこの委員会でもインテンシブに議論されるようになったのはもう数年も前から。決して不意打ちではない。本来はちゃんと用意し、具体的にこういう道筋ですと示すことが必要だと思います。

少なくとも検証が可能ぐらいに具体的な数値は示せないとする、もはやそれは自立化に向けての取り組みが進んでいないと見なさなければいけないのではないかとすら思っています。

しかしヒアリングでは、具体的にこういう理由でこういう形で下がっていくと見込んでいる。さらに追加的な努力によってもう一段深掘りできるかもしれないけれども、それは不確実だという格好できちんと示してくださった業界もあったと思います。そういう形で出していただけると、実際にコストがどうなったのかを後から検証することができ、もちろんその時にはインフレが進んだ結果として、円の価値がそのものに対して下がったというのに応じて上がってしまうことはしょうがないと思いますが、その分を補正した上で、なお示した見込みは全く達成できていないとする、これも自立化に関しては取り組みが不十分、あるいは見通しが立っていないと整理すべきだと思います。

少なくとも、今後のデータによって検証できる程度に道筋を示すことは、各業界の義務だと私は思っています。そのようなことがいつまでたってもできなければ、それはF I T / F I Pの支援対象にし続けるかどうかをもっと明確に考えなければいけないということだと思います。いずれにせよ、次回以降注視し、自立化に向けての動きが着実に進んでいることを確認していかなければいけないと思いました。以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。委員として、私からも少しだけコメントさせていただきたいと思います。私も、取りまとめについてはこれまでの議論を適切に整理していただいていると思いますので、反対ございません。このとおりに進めていただくということで、取りまとめはこれで結構かと思っています。

その上で2点ぐらいだけ簡単に申し上げたいと思いますが、1点目はずっと議論があり

ました自立化ということでございますが、安藤委員がおっしゃっていただいたこととほぼ重複しますけれども、各電源はやはり特徴があるので、そういう面ではほかの便益も含めて全体として自立化するのがどうかという視点の評価は必要だと思いますし、他方でネガティブなインパクトというところもあって、それも含めた上でトータルとして自立化するのかどうかという視点は重要だと思っています。

他方で、この調達価格等算定委員会として見た場合は、どうしても電気というところ、エネルギーというところにフォーカスが上がっていますので、これまではいろいろな電源をまとめて電気の価値というところで評価してきたわけですが、そこだけでいいのかどうか。ほかの価値があれば、別のところで見てもらうということも含めながら、総合的にいろいろな価値のある電源をこの後どう使っていくのか、どう展開して広げていくのかということを引き続き議論していく必要があるのかなと思っていますので、これは今後さらに、来年度を含めて議論を深めていければと思った次第です。

2点目は、取りまとめのところでも関係するのですが、これまでの議論の中で、今回大規模な事業用太陽光についてはいったんFIT/FIPから外れるということになりましたけれども、そのほかも含めて、いろいろこの調達価格だけで見るとはなくて、ほかの制度と合わせて全体として見ていかないといけないという問題がたくさん出てきているのだらうと思いますので、ちょっとこの調達価格等算定委員会の範囲は超えるような問題ではありますけれども、今年度の議論の中でもそういう話がちょくちょくいっぱい出てきたような気はしています。

例えばバイオマスの発電に関しても、長期脱炭素電源オークションで見てくれないかという意見もあったと思いますし、そこはそういうふうに対処していくのは適切だという委員の意見もあったと思いますし、私もそう発言したと思いますが、この調達価格等算定委員会の範囲は超えるものの、全体の再エネ政策、もしくは全体のエネルギー政策の中でどう考えていくのかという課題感はますます一層重要になってきていると思いますので、この委員会を超えて、エネ庁全体でその在り方というものを引き続き検討を深めていただければと思っていますのでございます。

私からはコメントは以上でございます。それでは委員から基本的に賛成ということだったと思いますけれども、事務局の受け止め等あれば、ご回答いただければと思います。よろしく申し上げます。

#### ○事務局

秋元委員長、ありがとうございます。事務局です。まず自立化に関して、安藤委員ほか、皆さまからコメントを頂きました。説明からは少し割愛してしまいましたが、自立化に関する考え方、6ページ目のおり参考として添付しております。

秋元委員長からありましたとおり、長期脱炭素電源オークションとの関係であったり、真ん中に米印も記載しておりますけれども、他の便益、また熱利用等に関する便益なども

留意をする必要があると考えております。

また電源の価格低減ということのみならず、②というところに記載してありますけれども、環境価値、これは環境価値が適切に評価をされると、より高く評価をされるということに伴って、再エネの自立化というところの価格水準についても変わり得るということだと思っております。

FIT/FIP制度で見ますと、いずれにしても習熟効果、価格低減効果を用いて、制度がない状態においても新規の電源投資が進展する状況を目指していくというこの前提はしっかりと意識をした上で、関係制度、あるいは十分に考慮ができていない点にも留意をしながら、自立化に関する議論をより精度高く次年度以降もご議論いただけたらと考えております。

また、大石委員から営農型や、あとバルコニーソーラーといった点もご提起いただきました。どういう形態が地域と共生がされた形態なのかという点、この太陽光発電を前に進めていくという観点から、具体的な支援のやり方そしてFIT/FIP制度の中で支援が可能なのかということにも留意をしながら、次年度、まさに議論の具体化を進めていきたいと考えております。

全ての頂いたコメントはまさにそのとおりで思っておりますので、事務局として踏まえて、よく検討を進めていきたいと考えております。以上です。

#### ○秋元委員長

ありがとうございました。ほかに委員から追加のご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。それではありがとうございました。今日、まず資料1の再生可能エネルギーの自立化ということで、事務局から資料の提示がありご説明がありましたが、そこについて念のためサマリーをしておきたいと思えます。

再生可能エネルギーの自立化についてということでございますが、今年度の本委員会においては、全ての再エネ電源に関し、業界団体へのヒアリングを通じ、事業者の取り組みを確認するとともに、最新のコストデータに基づき自立進展を踏まえたコスト低減の状況、自立化に向けた進捗状況について検証を行いました。

検証の結果等を踏まえて、来年度の本委員会については、太陽光発電について地域共生が図られた形で導入がされるものにかかるコスト動向を注視していく必要があること。

陸上風力発電については、適切に事業規律の確保を図りながら自立化に向けた道筋の検討を加速化させる必要があること。

そして着床式洋上風力については、他電源とのバランスを踏まえながら、導入拡大と国民負担抑制の両立に向けた価格設定や案件形成の進め方に係る方針について整理を行った上で、支援の在り方について検討する必要がある、また浮体式洋上風力については、中長期的な自立化に向けた道筋を確認した上で、支援の在り方について検討すること。

そして地熱発電ですけれども、官民における適切なリスク分担に向けた具体的なスキーマ

ムやコスト削減策についての取り組み、検討状況を引き続き確認していくこと。また特に小規模な案件についてはコスト効率的に実施できている案件も見られていることから、今後の案件形成の見通しを踏まえた自立化の道筋について確認した上で、設定する価格水準を含めた支援の在り方を検討していくこと。

そして中小水力発電について、特に小規模な案件については既に一定量の導入が進んできた中で、足元でも高コストとなっている実態や条件の良い地点から開発されてきたと考えられることを踏まえ、将来の自立化に向けた道筋を確認して、そして区分の在り方を含めて支援の在り方を検討すること。

バイオマス発電については、自立化への課題が大きいコスト構造にあるという点、そしてバイオマス固有の価値に対する政策間の役割分担についても留意するということをしつつ支援の在り方を検討していくということ。検討に当たっては、特に国産木質バイオマス発電については、地域の林業と連携したコスト低減や燃料安定調達の確保に向けた取り組みとして、燃料供給サプライチェーンの強化、構築の状況を確認することでまとめたと思います。

こういった方針について委員の皆さまから異論がなかったと思いますが、いかがでしょうか。何かこの取りまとめについてご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、あと事務局から意見案ということで示されたわけですが、この本委員会の意見案としてこれをまとめていくということで、確定版の公表に向けてこの形にしていきたいと思いますが、微修正等があるかもしれません、この確定版の公表に向けて、最後の修正等については事務局と調整して、あとは委員長に一任していただきたいと思いますがよろしゅうございますでしょうか。

○安藤委員

はい、異議ございません。

○岩船委員

はい、異議ございません。

○秋元委員長

ありがとうございます。それでは意見案について、委員の皆さまからご理解が得られましたので、私から事務局をお願いして作成いただきました令和8年度以降の調達価格等についての委員長案について、事務局よりご説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

## ○事務局

事務局です。ただ今からご説明させていただく委員長案につきましては、できる限り速やかに経産省ホームページにアップロードいたします。インターネット中継でご覧の皆さまには大変恐縮ではございますが、口頭でのご説明をお聞きいただき、資料についてはアップロードされ次第ご確認いただければと思います。

それでは委員長の意見案について、ご説明させていただきます。令和8年度以降の調達価格等について、①太陽光発電10kW未満についてですが、FIT調達価格、27年度については24円、4年まで。8.3円、5年～10年という価格になります。2ページ目、②太陽光発電10kW以上の入札対象範囲外について。FIT調達価格、FIP調達基準価格、それぞれ同じになりますが、26年度地上設置10kW以上50kW未満については9.9円、26年度地上設置50kW以上、入札対象範囲外については9.6円。26年度屋根設置10kW以上については、5年までが19円、6年～20年は8.3円。27年度屋根設置10kW以上についても、26年度の屋根設置10kW以上と同じになります。

3ページ目です。太陽光発電地上設置250kW以上について、26年度はFIP基準価格は入札制により定めることとなります。④太陽光発電26年度、28回～31回入札制。地上設置250kW以上になりますが、供給上限価格については26年度の第28回入札は9.60円。この水準については31回まで同水準となります。

4ページ目です。解体等積立基準額、太陽光10kW以上についてになりますが、27年度の屋根設置10kW以上については1.12円/kWhという水準となります。

5ページ目です。陸上風力発電、新設50kW未満になりますが、FIT調達価格、26年度は14円、27年度は13.7円であります。⑦陸上風力発電、新設50kW以上について、26年度のFIP基準価格は入札制。供給上限価格は14円。27年度は入札制、供給価格上限額は13.7円となります。

6ページ目です。⑧陸上風力発電のリプレースの区分になりますが、FIT/FIPの調達価格/基準価格ともに26年度、これはFIT/FIPが選択可能になりますが、13円ということになります。

⑨着床式風力発電。再エネ海域利用法の適用外について、FIP基準価格は25年度、26年度は入札制。供給上限価格は事前非公表。27年度は入札制となっております。

浮体式洋上風力発電。再エネ海域利用法の適用外は、28年度についてはその取り扱い、28年度以降の取り扱いについては来年度以降の本委員会で検討を行うということとしております。

7ページ目です。⑩解体等積立基準額。陸上風力の新設については、今年度定めたものになりますが赤字の数字になります。多数にわたりますので説明としては割愛させていただきます。

8ページ目です。陸上風力のリプレース。着床式洋上風力、再エネ海域利用法の適用外、浮体式洋上風力、再エネ海域利用法の適用外についての解体等積立基準額を記載しており

ます。各年度の数字はご覧のとおりであります、説明は割愛させていただきます。

9 ページ目です。地熱発電についてになります。9 ページ目から 11 ページ目、それぞれ 27 年度の取り扱いについては来年度以降の本委員会において検討することとし、記載をしております。

12 ページ目以降、水力発電についてになります。28 年度以降、水力発電の 1,000 kW 以上 5,000 kW 未満が 13 ページ目。27 年度の取り扱いになりますけれども、来年度の本委員会において検討するという事としております。

14 ページ目です。バイオマスについて、一般木材の 2,000 kW 未満、一般木材の 2,000 kW 以上 10,000 kW 未満、27 年度の取り扱いについては来年度の本委員会において検討するという事としております。

15 ページ目です。同様にバイオマスの未利用材の 2,000 kW 未満、バイオマスの未利用材の 2,000 kW 以上、27 年度の扱いは来年度の本委員会において検討するという事としております。

16 ページ目、バイオマスの建設資材廃棄物、一般廃棄物その他バイオマス。メタン発酵バイオマス発電の 27 年度の扱いは、来年度の本委員会において検討するという事としております。

17 ページ目です。令和 7 年度に新規認定を取得した案件の発電側課金相当額についてになります。(4) の 1,000 kW 以上 5,000 kW 未満の水力発電設備については、記載を訂正しております。0.48 円/kWh という水準を記載しております。

続きまして、18 ページ目です。令和 8 年度に新規認定を取得した案件の発電側課金相当額についてになります。(3) 地熱発電設備についての 1,000 kW 以上 30,000 kW 未満の水準について、0.43 円/kWh としております。これについては調達価格/基準価格の算定にフォーミュラ方式を採用していることを踏まえ、発電側課金相当額を計算するに当たっては、設備利用率を 1,000 kW 未満 30,000 kW 以上の価格算定に使用した諸元の平均値とするということとしております。

19 ページ目、20 ページ目については、FIT/FIP、入札の対象について各電源の取り扱いの整理を記載しております。事務局からの説明は以上となります。

#### ○秋元委員長

ご説明いただきましてありがとうございました。令和 8 年度以降の調達価格等についての委員長案ということでご説明をいただきましたが、これまでの議論を計算していただいて数値に落とししていただいたり、ちょっと数値になっていないところもございますが、取りまとめではございますが、委員の皆さまから何かご意見等はございますでしょうか。よろしゅうございますか。修正意見等はございませんでしょうか。

それではないようですので、特段異論がなかったということで、もしよろしければ本委員長案を本委員会として決定することとして、確定版の公表に向けては私に一任いただく

ということにしたいと思いますが、ご了承いただけますでしょうか。

○安藤委員

はい。

○秋元委員長

ありがとうございます。それでは今後はこの意見を尊重する形で、経済産業大臣が令和8年度以降の調達価格等や入札実施指針などの案を作成し、関係省庁への協議やパブリックコメントを実施することとなります。仮に今後のプロセスの中で、ただ今取りまとめた委員会の意見の内容から変更がある場合には、再度委員会でご議論いただくこととなりますが、その場合には改めて事務局よりご連絡を差し上げたいと思います。

本日の議事は以上でございまして、大変ご熱心なご議論を今日もいただきましてありがとうございます。本日の委員会をもちまして今年度の委員会としては取りまとめということになりますので、委員長から一言話すようにという指示でございますので、私から少しだけ話したいと思うのですが。ただ冒頭、小林部長からもう包括的に私が話したいなど思っている内容はほぼ網羅していただいているので、あえて繰り返すかということでもございますけれども、ちょっと私の言葉で申し上げておきたいと思います。

私も脱炭素、要はカーボンニュートラルは長期的には必須だと思っていますので、そういう面で再エネの拡大はとても重要で、それをしっかり進めていくということが重要だと考えています。他方で、やはりここに来てとりわけ国際情勢が気候変動対策一辺倒ではないという状況や、いろいろな経済、エネルギー上のリスクが増してきているという全体エネルギーを取り巻く世界の情勢ということも踏まえる必要もあるかなと思っています。

ずっとミッションではあったわけですがけれども、調達価格算定委としてみると、再エネの拡大を図りながら電力コストの最大限の抑制を図っていくということがタスクであると認識してございまして、それが一層海外の情勢が不確実性が増している中では、日本のエネルギー価格の抑制、電力価格の抑制ということの重要性がより一層増してきているのだろうと思っています。とりわけ海外との相対価格が産業の競争力等にもとても重要な状況でございまして、それを踏まえた中で調達価格を考えていくということが重要だと思っています。

今年度を振り返りますと、事業用太陽光ということで初めてというか、バイオマスも外れてはきましたけれども、太陽光も外れていくということで、自立化していくということで大変喜ばしいことではある一方、いろいろ太陽光の地域共生の課題であるとか、他方、風力等でコストが上がってきているという状況等で、そういった物価の変動部分に関してはしっかり調整し、面倒を見ていくということは不可避だと思いますけれども、長期的な視点の中で電力コストをいたずらに上げないように、うまく調整していくということはとても重要だと思いますので、今日のまとめの議題は自立化ということでございましたが、

自立化をどう促していくのかということ併せて考えなければいけないということだと思っています。

今年度は、例年にも増して非常に難しい議論をしたと思っております。議論に参加いただき、大変有益な議論をいただき、示唆をいただいた委員の皆さまに深く感謝申し上げます。またこの難しい議論をしっかりデータを整理しながら、適切な方向に誘導いただいた事務局におかれましては、本当に深く感謝申し上げます。

ただ残っている議題も多くて、次年度に言葉は悪いと先送りということですが、ただ適切に考えた上で、今年度決めずに来年度決めたほうが良いということの中で、深く考えた上での判断ということだと思っておりますので、来年度引き続き非常に重要な議論をしていかないといけないと思っておりますので、引き続きのご協力をお願いしたいと思います。

私としても、こういった全体のエネルギー政策が適切な形で社会全体の便益にしっかりとつながっていくように議論を誘導して、この委員会をマネージしていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。すみません、少し長くなったかもしれませんが、以上とさせていただきます。

それでは最後に、事務局より次回開催について一言お願いできればと思います。

#### 4. 閉会

##### ○事務局

事務局です。秋元委員長はじめ各委員の皆さま、本当にありがとうございます。次回の委員会については、日程が近づきましたら経産省ホームページ等によりお知らせいたします。

##### ○秋元委員長

ありがとうございました。それでは以上をもちまして、第 114 回調達価格等算定委員会を閉会いたします。ありがとうございました。